

聖心女子大学の管理運営方針

1. 教育研究分野

(1) 学長を中心としたマネジメント

- ①大学を巡る社会の変化に適切に対応し、建学の精神を現代の状況の中で具現化しうるよう、学長のリーダーシップのもとで情報の収集と分析を進め、的確で迅速な対応処理と課題解決策の提示を行い、将来を見通した政策・計画の策定に努める。
- ②これを実現するための学長補佐体制として副学長、図書館長、事務局長による経営会議が設置されており、機動的な運営を確保するとともに、各種の制度、事業計画から、マネジメント体制自体までのすべてにわたり、不断の自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを十分活用して、円滑かつ効率的、効果的に管理運営体制を機能させる。
- ③この学長のリーダーシップの前提として、学長は、教授会構成員及び専任職員の総意を反映して公正に選出され、理事会によって承認されるとともに、学長のリーダーシップを補佐する副学長等が適切に任命される体制を確保する。

(2) 教育研究に関する合意形成、新たな課題への取組方策

- ①学生一人ひとりの個性や才能、生活環境等にも留意し、優れた人材を社会に輩出できるよう各学科・専攻の自主性、自律性を尊重しつつ、学科・専攻間の協調、連携による共通カリキュラム領域における教育研究活動にも積極的に取り組む。
- ②これを実現するため、規程に基づき、機能と性格に応じて各種委員会が設置されており、教職員の合理的な合意形成が図られるとともに企画立案上の責任分担が明確となる審議プロセスを重視する。また、大学の管理運営に教員の積極的な参加を求め、副学長、図書館長、研究所長、相談所長、副学長補佐、センター長等の役職の担当を依頼し、職制上の職員のラインと協働させる体制を確保する。
- ③大学を運営するうえで、教育研究に関する重要事項に関しては、教授会及び大学院委員会が審議する。運営上の新たな取り組みのうち重要項目に関しては、経営会議及び将来構想・評価委員会（学部・大学院）が審議を担当している。この明確な意思決定プロセスを継続確保する。

2. 事務分野

(1) 事務組織及びその改革・改善

- ①事務組織は、大学の理念を実現するために教育研究活動及び学生生活全般を支援し、大学の事務的な運営全般を担当する。事務運営全般においては、学長のリーダーシップを補佐する体制として事務局に事務局長を置き、円滑な事務運営遂行を確保する。事務局組織としては、「事務局連絡会」において各部署間の業務調整等を図るものとし、事務処理体制に関する管理運営上の検証組織としても、その機能向上に努める。

- ②事務組織の編成は、部局間でスムーズな連携が取れるよう十分に配慮する。事務職員の育成・確保については、職員参画のもとに策定され、学内ネット掲載等により周知されている「事務職員に係る人事基本方針」に基づき、適切な人事異動、人事評価及び各種研修機会の付与等を行い、事務職員の自覚を促し、その能力開発に努める。また、能力開発はモチベーションやモラルといった問題と深く結びついていることから、高いモチベーションやモラルが保たれる職場環境の改善を心掛ける。特に職場内での活発なコミュニケーションを重視する。職員の採用については、原則として公募により広く適切な人材を求め、確保していくことを継続する。
- ③事務組織については、時間外勤務の縮減、仕事と家庭の両立など、ワークライフバランスに配慮した組織、業務、人事制度の整備に努める。そのために、常に業務内容を見直し、事務効率化の一層の推進を図るとともに、業務内容や教員配置に照らして、事務組織としての適正な職員の効率的配置を心掛ける。
- ④大学を巡る社会の変化に対応し、新たな事態に的確に対処していくため、不断に規程の整備・見直しを行い、必要な規程等を迅速に整備して適切な事務運営体制を確保することを心掛ける。

3. 法人本部及び姉妹校との協調・連携

(1) 学校法人との関係

本学は、学校法人聖心女子学院が設置する7姉妹校の一つであり、大学独自の理事会は持たない。しかし、一つの理事会の中で姉妹校同士の意思の疎通、協調・連携が図られるとともに、大学には予算、人事その他の管理運営において、幅広い自立性が付与されている。また、大学の事務組織は、法人本部、姉妹校のそれとは別立てとしている。以上の特性を踏まえて、大学の経営方針、事業計画、幹部教職員の登用等については、理事会をはじめ、法人組織と緊密な連携を図りつつ、協調して執り進めるように努める。

(2) 姉妹校との連携・協力

姉妹校間においては、学校法人に月例の「学長・校長会」が設置されており、相互の情報共有、意見交換等が行われていることに加え、大学に設置した「姉妹校との連携を考える会」を中心に、実務レベルでの多様な協力関係構築に努める。

4. 財務

(1) 財務基本方針

財務に関する管理運営は、長期的な視点のもとに、「大学財務基本方針」を策定し、それに基づき実施している。本方針は、補助金等外部資金、寄付金、資金運用等の重点施策による収入の拡充・安定、目標数値を設定して支出項目にメリハリをつけることによる支出の抑制、並びに将来の老朽建物の建て替え等のキャンパス整備に備えた計画的な積立等、将来に亘り経営を安定化させるための財務活動の基本的な方向性を示したものである。こ

の方針については、キャンパス整備計画の進展も見据えて、これらの経営課題を支え得る健全で強固な財務基盤の構築に向けて適時適切に見直していく。また、毎年の財務管理運営においては、3年程度を見通した中期的な収支予測と予算編成方針の策定を行い、健全な経営基盤の確保に努める。

(2) 予算執行と監査

①各年度の収支予測と予算編成方針の策定を慎重に行うとともに、現状、ヒアリング等を通じて措置している予算配分についても引き続きルールの特明確化に努め、透明性を確保していく。各予算執行に際しては費用対効果を計りつつ、適正執行による健全な財務体質の確立に努める。

②監査は、学校法人の監事2名と、監査法人による外部監査を通じて適正に行われており、さらに聖心女子大学内部監査規程に基づき監査室を主体に内部監査計画の策定、実施及び報告等自主管理を行っている。この厳正適正な監査体制の維持継続に努める。

5. 大学運営に関する研修（スタッフ・ディベロップメント SD）の推進

本学は、教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るため、建学の精神に関すること、人材育成、財務方針、大学広報、危機管理等、教職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修の機会を設けることとし、そのための研修の実施方針・計画を全学的に策定する。

附 則

平成 26（2014）年 9 月 24 日教授会了承

附 則

令和 4（2022）年 11 月 8 日教授会了承